

安全保障理事会議長声明

「女性および平和並びに安全」と名付けられた議題に関する安保理の審議に関連して、2011年10月28日に開催された、安全保障理事会の第6642回会合において、安全保障理事会議長は、安保理を代表して以下の声明を発した。

安全保障理事会は、女性および平和並びに安全に関する諸決議 1325 (2000)、1820 (2008)、1888 (2009)、1889 (2009) および 1960 (2010) 並びに全ての関連する安保理議長声明の完全且つ効果的な履行に対する安保理の公約を再確認する。

安全保障理事会は、全ての当事者に対し、1979年の女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約および1999年のその選択議定書の下での彼らの義務を完全に遵守することを促した同条約並びに選択議定書を批准若しくは加入していない国家がそうすることを考慮するよう強く奨励する。

安全保障理事会は、2005年の世界サミットの成果文書 (A/RES/60/1)、北京宣言および行動プラットフォーム、「女性 2000年：21世紀に向けてのジェンダー平等、開発および平和」と名付けられた第23回特別総会の成果文書 (A/S-23/10/Rev.1) および女性の地位に関する委員会の第54会期の宣言 (E/2010/27-E/CN.6/2010/11) を想起する。

安全保障理事会は、2011年9月29日の女性および平和並びに安全に関する事務総長報告書 (S/2011/598) を歓迎し、武力紛争の防止および解決並びに平和構築に関する意思決定フォーラム、機関および制度における女性の代表並びに参加に関するものを含む、女性および平和並びに安全に関する公約の履行における進展に関して事務総長報告書が含む分析および勧告に留意する。

安全保障理事会は、女性および平和並びに安全に関する安保理決議を履行する加盟国、地域機関および事務総長の公約および取組を歓迎する。安全保障理事会は、しかしながら、執拗な格差および紛争防止並びに解決の公式な制度、とりわけ予防外交と仲介努力における、女性の数が少ないまま続いていることを含む、決議 1325 (2000) の履行をひどく遅らせている課題について引き続き懸念している。

安全保障理事会は、次のことが重要であることを強調する。すなわち、決議 1325 (2000) の履行との関係において女性および少女の人権を促進しまた保護すること並びに武力紛争および紛争後の状況における国際人道法並びに人権法を完全に履行することまた紛争予防、解決および平和構築に女性の参加を増やすことと国連の現場での任務にジェンダーの視点を組み入れることである。

安全保障理事会は、女性および平和並びに安全に関する決議を履行することにおける UN ウィメンの貢献と役割を歓迎する。安保理は、事務次長/UN ウィメン事務局長による口頭説明を歓迎する安保理の意図を表明する。安保理は、UN ウィメンの創設以来、国連システム内の女性および少女のための政策並びに計画立案において調整と一貫性が増していることに満足を持って留意する。これに関連して、安保理は、女性および平和並びに安全の重要な政策課題に関する活動に貢献している、紛争下の性的暴

力に関するおよび武力紛争下の子どもに対する事務総長特別代表の職務権限の重要性を強調する。

安全保障理事会は、武力紛争および紛争後の状況における女性並びに少女に対して行われた適用可能な国際法のあらゆる違反について、安保理の最も強い非難をくり返し表明しまた即時的効果をもったそのような行為の全ての当事者による完全な停止を促す。安全保障理事会は、加盟国に対し、この性質をもつ犯罪に対し責任を有する者を訴追することをまた促す。

安保理は、女性および少女に対して行われた国際社会が関心をもつ最も重大な犯罪についての刑事責任の免除に対する闘いが、国際刑事裁判所、特別のおよび混合法廷並びに国内裁判所の特別法廷の活動を通して強化されてきたことに留意する。安保理は、刑事責任の免除と闘うための安保理の取組を強化しまた適切な手段で女性および少女に対する重大な犯罪に対する責任を問うことを是認しそして国内的、国際的並びに混同の刑事裁判所および法廷、真実並びに和解委員会および犠牲者に対する国家賠償計画、制度改革並びに伝統的な紛争解決制度を含む、考慮されるべき十分な範囲の司法および和解制度に注意を払う安保理の意図をくり返し表明する。

安全保障理事会は、国家行動計画および戦略を定式化し若しくは改訂した国の数が増えていることを含む、国家レベルでの決議 1325 (2000) を履行する加盟国の取組を歓迎する。安全保障理事会は、国家行動計画若しくは他の国家レベルでの戦略の開発を通してを含む、決議 1325 (2000) を履行し続けるという加盟国に対する安保理の呼びかけをくり返し表明する。

安全保障理事会は、特に紛争の予防および解決における女性の重要な役割を認識した、予防外交に関する議長声明 (S/PRST/2011/18) を想起し、また予防外交の取組における女性の平等な参加、代表並びに十分な関与を増やすという安保理の呼びかけをくり返し表明する。安全保障理事会は、紛争の平和的解決、紛争予防および解決における仲介の役割を強化することに関する総会決議 65/283 並びにそれが含む、あらゆる形態および紛争の平和的解決、紛争予防並びに解決のあらゆるレベルでの、とりわけ意思決定レベルでの、女性の平等、完全および効果的な参加を促進する奨励を想起する。

安全保障理事会は、武力紛争または紛争後の状況に関連する問題に従事する関連政府機関および女性組織の能力を強化しまた適切な場合には支援を提供する、加盟国、国連事務局、国連現地使節団、国連機関、基金および計画、国際金融機関、地域的並びに準地域的機関による取組を奨励する。安全保障理事会は、平和協定の交渉および履行並びに紛争解決を支援する国際的な対話、コンタクト・グループ、契约会議および資金供与国会議を含む、紛争予防並びに解決努力に女性が参加することの重要性を強調する。これに関連して、安全保障理事会は、地方の女性平和計画、紛争解決のプロセスおよび国連の現地使節団の地方レベルでの存在を含む、平和協定の履行制度において女性が関与する計画を、適切な場合には、支援する必要をくり返し表明する。

安全保障理事会は、紛争予防および仲介努力において女性ができる重要な貢献を確認した加盟国、国際機関並びに地域的機関に対し、仲介努力に関与する女性の数および地域的機関と国際機関において女性が代表を務める数を増やすための措置を講じることを奨励する。安全保障理事が、それ故、和平プロセスのあらゆる段階での女性の参加および紛争解決並びに仲介における女性の完全且つ平等な参加

に関する否定的な社会的姿勢に対抗するための利用可能な条件を創設する重要性を強調する。

安全保障理事会は、国際連合平和維持活動に対する女性の軍事および警察要員の数をより多く展開することを加盟国に奨励し続け、また全ての軍事および警察要員は、その責任を果たすため適切な訓練を提供されるべきことをくり返し表明する。

安全保障理事会は、交渉当事者および仲介チームに対し、和平合意の交渉並びに履行においてジェンダーの視点を採択することおよび平和構築フォーラムにおいて女性の代表派遣の増加を促進することを奨励する。これに関連して、安保理は事務総長並びに関連する国際連合機関に対し、女性グループと紛争仲介と平和構築プロセスにおける関連する参加者との間の定期的な協議を可能とすることを、適切な場合には、支援することを要請する。安全保障理事会は、和平合意規定に関連するジェンダー問題および完全且つ平等な女性の政治的参加に対する具体的な障害に関する定期的な説明が彼の仲介者並びにそのチームに提供されることを確保するように事務総長に対しまだ要請する。

安全保障理事会は、安保理自身の活動における女性および平和並びに安全の公約に対するより系統的な注意とその公約の履行の必要を認識した紛争予防、解決および平和構築への女性の参加を強化する措置が、予防外交に関するものを含む安保理の活動において、推進されることを確保する安保理の意思を表明する。安保理は、アフリカにおける紛争予防および解決に関するアド・ホック作業グループの活動にジェンダーの視点を組み入れるという同グループの意図を歓迎する。

安全保障理事会は、決議 1325 (2000) の世界的、地域的および国のレベルでの進展を評価し、公約を更新した決議 1325 (2000) の履行において生じた障害並びに制約に対処するハイ・レベル検討会を 2015 年に開催するその意図をくり返し表明する。

安全保障理事会は、決議 1325 (2000) に関する事務総長の次の年次報告書に、特に、この安保理議長声明に対する具体的な活動、成果および課題、とりわけ仲介および予防外交における女性の参加に関するもの、についての包括的な概要を含むことを事務総長に要請する。